

第 2 章 原子力供給国グループ (NSG)

第 1 節 概要

1. 概要

IAEA による原子力の平和的利用確保のための国際制度（保障措置）の下にありながら、インドが、1974 年に核実験（インドは、これを「平和的核爆発」と呼んでいる）を行い、核拡散の問題が現実の問題として認識されるようになった。この出来事を機会に、核拡散の危険性を排除するため、原子力関係の資機材を輸出する国の間で、その輸出に条件をつけることが必要と認識されるようになった。原子力供給国グループ（NSG: Nuclear Suppliers Group）は、このような考え方から、原子力関係の資機材を供給する能力のある国の間でその輸出の条件について調整することを目的として 1977 年に設立されたものである。

2002 年 3 月現在、わが国を含む 39 か国が原子力供給国グループに参加し、原子力に関連する品目（いわゆる「専用品」）及びそれに関連する技術の輸出の条件を定めた指針（ロンドン・ガイドラインと呼ばれる）に従った輸出管理をおこなっている。また、規制対象は、その後、通常の産業等にも用いられるが、原子力活動にも使用し得る資機材（いわゆる「汎用品」）及びそれに関連する技術にも拡大されている。

こうした輸出管理は、国際法等によって各国政府の義務とされている訳ではなく、指針という、いわば紳士協定に基づきつつ、各国の国内法令を通じて行われている。

2. ロンドン・ガイドライン・パート 1

原子力に関連する品目（専用品）及びその関連技術は、「ロンドン・ガイドライン・パート 1」と呼ばれる指針に従って各国で輸出管理が行われている。この指針では、管理の対象となる品目（プルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等）の非核兵器国への輸出に際しては、輸出された資機材や技術が、(1) 核実験等の爆発目的には利用されないこと、

(2) IAEA による原子力の平和利用のための国際制度（保障措置）の下に置かれること、(3) 外部からの侵入・接触から核物質を保護するための措置が施され、また (4) 前記の 3 条件が満たされた場合にのみ、輸入した国から輸出元の国以外の国に再度輸出（再移転）することができる、という 4 条件が満たされなければならないとされている。

3. ロンドン・ガイドライン・パート 2

湾岸戦争時にイラクが密かに核開発計画を進めていたことが発覚したことをきっかけとして、1992 年に作成された指針（「ロンドン・ガイドライン・パート 2」）は、原子力汎用品及びその関連の技術を規制対象品目としている。これにより、産業機械、材料、ウラン同位体分離関連機器、重水製造プラント関連機器、内爆システム開発関連機器等が新たに規制品目となった。このロンドン・ガイドライン・パート 2 は、原子力汎用品・関連技術の移転（輸出）が、(1) 非核兵器国における核爆発活動もしくは IAEA による原子力平和利用のための国際制度（保障措置）の適用を受けていない核燃料サイクル活動に使用される場合又は、(2) 一般に規制対象品目の移転が核兵器の拡散を防止するという目的に反する場合には、その移転を許可しないこととしている。

第 2 節 原子力供給国グループ（NSG）の活動とわが国の取り組み

原子力供給国グループは、1991 年以降毎年総会を開催し、原子力に関連する資機材及び技術の輸出を管理するための制度の整備・強化に努めている。原子力供給国グループは、2002 年 3 月現在、年一回の総会の他、協議グループ（CG: Consultative Group）会合を中心とした会合を年複数回開催することとしている。

わが国は高度な原子力技術を有し、その平和利用を積極的に推進しているが、同時にわが国から輸出される原子力関連の資機材・技術が、他の国の核兵器開発に利用されることがないように厳格な管理を行う責任を国際社会に対して負っている。このため、原子力供給国グループを通じた核不拡散努力に積極的に取り組んでおり、在ウィーン国際機関日本政

府代表部がロンドン・ガイドライン・パート 2 の連絡事務局 (POC: Point of Contact) を務めるなど、NSG の活動に対して積極的な貢献を行っている。